

専門的相談はどのように遂行されるか

—— 法律相談を題材とした質的研究 ——

原 田 杏 子*

本研究の目的は、法律相談を題材として、「専門的相談がどのように遂行されるのか」を、実践現場からのデータに基づいて明らかにすることである。データ収集においては、弁護士及び相談者（クライアント）の同意を得て、12件の法律相談場面の会話を録音した。データ分析においては、質的研究法の1つであるグラウンデッド・セオリー・アプローチを用い、分析の途中段階で法律家によるメンバー・チェックを受けた。分析の結果、15の弁護士発言カテゴリーが見出され、それらはさらに【Ⅰ問題共有】【Ⅱ共鳴】【Ⅲ判断伝達】【Ⅳ説得・対抗】【Ⅴ理解促進】【Ⅵ終了】という6つの上位カテゴリーにまとめられた。分析結果からみるに、専門的相談は、問題をめぐる様々な情報を相談者との間で共有し、専門的立場から判断を伝えることを中心として遂行される。加えて、かかわりの基本的態度としての共鳴、相談者の不適切な解決目標や思い込みに対する対抗、相談者の理解を促進する働きかけ、相談の終了を導く働きかけなどが見出された。法律相談の実践現場から導かれた本研究のカテゴリーは、既存の援助モデルで十分扱われていない専門的相談の特徴を明らかにしている。

キーワード：専門的相談、実践現場からのデータ、発言カテゴリー、グラウンデッド・セオリー・アプローチ、法律相談

問題と目的

1. 本研究の主題とその社会的要請

「相談を通じて悩みや問題の解決を図る」という営みは、我々の日常生活に広く見受けられ、様々な問題解決場面で重要な役割を果たしている。心理社会的問題を専門的に扱う心理援助職は、相談・援助の担い手の一部であるが、日常生活の幅広い文脈の中で相談・援助を捉えるとき、以下のような多層的な援助者層を考えることができる。すなわち、職業的専門性に加えて心理社会的問題の解決も求められる人（コンサルタント、歯科医、弁護士など）、市井の援助者（美容師、バーテンダーなど）、日常的な相談相手なども、相談・援助の担い手として機能すると考えられる（Egan, 1986）。我々の日常生活は、こうした様々なレベルの相談・援助のうえに成り立っているといえよう。

特に、専門性の細分化した現代において、専門的知識をもつ人々による相談・援助の果たす役割は大きい。例えば、「遺産をめぐるトラブルを解決するため弁護士

と相談する」「会社の経営についてコンサルタントと相談する」などはその1例である。これらの例は、職業的専門性に加えて心理社会的問題の解決も求められる相談の1つの形態であるが、本研究ではこれを「専門的相談」と呼ぶこととする。

専門的相談が効果的に行われるためには、確かな専門的知識が不可欠であるが、それだけでなく、「相談がどのように遂行されるか」という点も重要なテーマである。同じだけの専門的知識を有していても、効果的な相談を遂行する者とそうでない者がいることは容易に想像できる。専門的知識を生かした効果的な相談はいったいどのようにして実現されるのだろうか。それは、日常的に行われる相談（原田, 2003a）とはどのように異なるのだろうか。高等教育が浸透し、専門的知識を身につける者が増えた現代において、身につけた知識を社会に還元する方法について探究することは、教育心理学にとっても大きなテーマであるといえよう。

近年、専門的相談のあり方が問われている分野とし

* 東京大学教育学研究科 〒113-0033 文京区本郷7-3-1
東京大学教育学研究科臨床心理学研究室
apricot@p.u-tokyo.ac.jp

¹ 弁護士による法律相談は、「相談者が抱える問題事案を聴取し、その事実と法規を当てはめて権利義務に関する判断をなすとともに、問題解決のための法的手続きを教示し、必要に応じて代理人として受任すること（長岡, 2002）」を内容とする。

て、弁護士による法律相談¹が挙げられる。従来、弁護士は高度な専門的知識に裏付けられた権威的な存在であったため、相談の仕方が問題とされる機会は稀であった。しかしながら、利用者の視点を重視する司法制度改革の流れの中で、「弁護士も相談面接の技術を身につけるべきである」との主張がなされている（伊藤, 1997；伊藤, 1998；菅原, 2002；長岡, 2002；波多野, 2002）。加えて、法科大学院の設置に伴い、相談面接の技術が実務家教育の一環としても注目を集めている（長岡, 2002）。

上述の専門的相談に関する問題意識と、法律相談領域からの社会的要請に鑑みて、本研究では「専門的相談はどのように遂行されるか」を主題とし、専門的相談の題材として法律相談を取り上げる。

2. 先行研究の概観

本研究の主題に関連して、これまでどのような研究が行われてきただろうか。

(1) 相談・援助に関する先行研究

相談をテーマとする心理学の諸分野では、特定の相談領域を対象とした領域固有的な研究と、幅広い相談領域を視野に入れた領域一般的な研究が平行して行われてきた。

領域固有的な研究としては、心理カウンセリング（伊東, 1957）、ソーシャルワーク（高橋, 1997）、医療（Cole & Bird, 2000；飯島, 2001）、看護（小島・吉本, 1999；中山, 2001）などの専門職による相談・援助のほか、学習相談としての認知カウンセリング（市川, 1993；市川, 1998）や大学生同士の日常相談（原田, 2003a）など、専門家を想定しない相談・援助も扱われてきた。これら一連の研究は、ラポール形成や問題理解の技術を重視するという点で一貫しているが、相談の受け手の専門性による差異については全く検討されていない。事後的な比較を行った原田（2004a）によれば、相談において問題解決の目標をどう扱うか（目標志向性）によって相談の重点が異なることが示唆されている。

一方、領域一般的な研究としては、冒頭で述べたような幅広い相談領域を視野に入れた援助モデルが提唱された（Egan, 1986；Carkhuff, 1987）。これらの援助モデルには、ラポールを形成し問題を理解する段階、問題解決の目標を定める段階、問題解決に向けた計画と履行の段階が含まれ、援助に関する評価をフィードバックするという要素が組み込まれている。

上述の先行研究は、相談・援助のあり方に関して一定の知見を提供するものの、以下の2点において不十分であり、新たな研究が望まれる。第1に、これまでの研究では、「相談の受け手が自身の専門的立場や専門

的知識に基づいて相談を遂行する」という側面に注意が向けられていない。その結果、専門的知識を活用して相談を遂行する方法については、十分な知見を提供していない。第2に、これまでの研究では、望ましい専門的相談のあり方についての理論的提言が主であり、実践現場の様子については十分検討されていない。その結果、専門家の援助が失敗した事例について、実践者の力量の問題なのか、援助技法の理論的不備であるのか判断がつかないという事態すら生じうる（Egan, 1986）。従って、理論モデルがどの程度実践とリンクしているのか、実践現場からのデータに基づいて検討する必要があるといえよう。

(2) 法律相談に関する先行研究

本研究で取り上げる法律相談に関しては、我が国では研究が始まったばかりである。近年、臨床心理学の知見の導入が試みられると同時に、法律相談と心理相談を同列に考えることの限界も指摘されている（下山, 2002）。伊藤（2002）によれば、法律相談の利用者は「専門家に何かして欲しい、教えて欲しい」と望む傾向があり、カウンセラーとの「関係性」を重視する心理相談の場合とは相談意図や動機の点で異なる部分がある。この指摘は、専門的相談としての法律相談の特質をよく表しており、専門的相談を独自に研究することの意義を証している。

加えて、法律相談に関するこれまでの研究は、法律分野に特化した理論的検討（菅原・岡田, 2004）が主であり、日本の実践現場との結びつきが極めて薄いという特徴がある。実践現場について検討した檜村（1994）、檜村（2002）、伊藤・市川（2002）は、相談全体のうち一部分しか扱っていないという点で不十分である。一方、アメリカでは、ローヤリング（lawyering）の一環として相談面接の技術が発展してきた（Binder & Price, 1977；Cochran, DiPippa, & Peters, 1999）が、これらは前提とする法規も司法システムも日本と異なることから、日本の実践を踏まえた議論が課題となっている（岡田, 2002）。こうした法律相談の研究動向からみて、実践現場に基づいた研究が必要とされている。

3. 本研究の目的

以上で述べたように、相談・援助に関する先行研究をみても、法律相談に関する先行研究をみても、専門的知識を活用して相談を遂行する方法について十分な知見が得られておらず、特に実践現場に基づいた研究が必要とされている。そこで本研究では、法律相談を題材として、「専門的相談がどのように遂行されるのか」を、実践現場からのデータに基づいて明らかにす

ることを目的とする。

なお、本研究では、実践現場からのデータを用いた研究のファーストステップとして弁護士のふるまいに注目し、以下のようなリサーチ・クエスチョンを立てる。すなわち、「日本の法律相談の実践現場において、弁護士は相談者との相互作用を通じてどのように相談を遂行しているか？弁護士は相談者とのやりとりの中でどんな発言をしているか？」というものである²。従って、相談者のふるまいや、弁護士と相談者の相互作用という視点は、本研究の範疇を超える。

方 法

1. 質的研究法の採用

専門的相談、特に日本の法律相談という事態が研究の文脈でまだあまり知られていないこと、そのためにリサーチ・クエスチョンが探索的であることから、本研究では質的研究法を採用した。

2. 実践現場からのデータ収集³

(1) データの概要

本研究では、法律相談センターという公的な機関における一般市民を対象とした法律相談を想定し、弁護士及び相談者の同意を得て12件の面接をデジタルビデオ及びカセットテープに収録した。

法律相談センターは、電話で申し込みさえすればどんな人でも相談に行くことができ、様々な内容の法律問題が持ち込まれるという特徴をもっている。本研究では、30分～1時間を見込んだ無料相談を想定した。

以下に、調査対象者及び相談内容の特徴と、データ収集時の具体的手続を記す。

(2) 調査対象者と相談内容

弁護士 (L) 在職経験 7 年～22 年の弁護士 9 名 (30 歳代～50 歳代, 全員男性)。うち 3 名の弁護士からは 2 件の面接データを得たが、相談内容が異なるため、別のデータとして扱った。

相談者 (C) A 弁護士会の法律相談センターに電話

予約した際、本研究について案内を受け、撮影に同意した方 (20 歳代～70 歳代, 男性 11 名, 女性 1 名)。

相談内容 12 件の相談内容は全て異なっており、具体的には、土地の賃貸、土地境界、売買代金未払い、医療過誤、アルバイトの解雇などであった。医療過誤の 1 件を除いて全て民事事件であった。

(3) 手続

相談者への協力依頼 電話申込時に概略を説明して同意を得たのち、当日改めて担当弁護士から研究趣旨を説明し、協力を依頼した。

相談の録音・録画 相談中は、デジタルビデオ及びカセットテープに相談の様子を記録した。

自由記述調査⁴ 相談終了後に、弁護士・相談者双方に対して、自由記述を中心とした質問紙調査を行った。質問項目は、相談の概略、相談者が求めていたこと、相談で役立ったこととそうでないこと、などである。

3. データ分析

得られたデータは、逐語録に書き起こされ、著者単独により分析された。

データ分析にあたっては、グラウンデッド・セオリー・アプローチ (Glaser & Strauss, 1967 ; Strauss & Corbin, 1990 ; Creswell, 1998 ; 木下, 1999 ; Flick, 1995) のコード化の手続を適用し、弁護士の発言からカテゴリーを生成することを目指した。グラウンデッド・セオリー・アプローチは、データから帰納的に理論を導く手法として手続が明確に定められているため、本研究ではこれらの手続を段階的に行うこととした。具体的な分析手続を TABLE 1 に示す。

なお、本研究では、実践現場で収録の同意を得られた面接のみをデータとしたため、理論的サンプリングを自由に行うことが困難であった。そのため、分析の際には、調査対象事例の共通性に焦点を当てて個別性を切り捨てるよりも、むしろ、統制されていない事例の個別性を尊重し、雑多な事例からの情報を統合して 1 つのモデルを生成する立場をとった。

TABLE 1 データ分析の具体的手続

ステップ	分 析	累積データ数	手 続
0	予備的分析	2	分析視点の整理・意識化, データ収集及び分析法のチェック
1	弁護士発言の概念化	5	弁護士の発言を意味のまとまりで区切り, 抽象的な概念へと変換
2	メンバー・チェック	5	分析の途中経過を法律家に報告, 法律家の意見を踏まえて分析の見直し
3	カテゴリーへの統合	8	前ステップを踏まえて概念からカテゴリーへと統合
4	カテゴリーの修正・検証	10	新規事例へのカテゴリー適用, カテゴリーの修正とさらなる統合
5	確認的分析	12	新規事例へのカテゴリー適用, 最終的なカテゴリーの選択

4. 法律の専門家によるメンバー・チェック

本研究では、法律の専門家に分析の途中経過を報告し、意見を得て分析にフィードバックするという、メンバー・チェック (Flick, 1995) の手続をとった。メンバー・チェックは、著者の法律的知識の不足を補うとともに、分析に新たな視点をもたらし、仮説の精緻化を促進することに貢献した。実践現場を収録したデータを1次データとするならば、メンバー・チェックで得られた意見は2次データと捉えることもできる。

カテゴリーの生成過程

以下では、著者 (分析者) が TABLE 1 の手順に沿ってデータを増やしながら分析を進め、カテゴリーの生成 (TABLE 5) へと至ったプロセスについて記述する。

1. 予備的分析 (ステップ0)

分析視点の整理を目指す予備的分析においては、2件のデータについて一行ごと分析 (Strauss & Corbin, 1990) を行った。また、リサーチ・クエスションとの関連で適切なデータ収集及び分析が行われていることを、Flick (1995) の基準に照らして確認した。

2. 弁護士発言の概念化 (ステップ1)

ステップ1では、「弁護士発言カテゴリー」生成の準備段階として、弁護士の発言を概念化することを目指とした。「概念」とは、データから帰納的に生成され、「カテゴリー」よりは抽象度の低いものである (原田,

2003a)。

手続としては、5件のデータを対象に、弁護士の発言を意味のまとまりで区切り、相互作用の文脈に沿って抽象的な概念へと変換した。具体的な分析手続の例を TABLE 2 に示す。TABLE 2 以外の部分のデータに関しても、これと同様の手続がとられた。また、面接データの分析後、弁護士及び相談者を対象とした自由記述調査の回答を参照し、分析者による概念化との間に明らかな食い違いがないかどうか確認した⁵。

3. メンバー・チェック (ステップ2)

(1) メンバー・チェックの有用性

ステップ1は実践現場と離れたところで行われたが、実践現場とのつながりを重視する本研究の目的に照らすと、分析結果の理解可能性 (Glaser & Strauss, 1967) を高めることが望まれる⁶。そこで、ステップ2ではメンバー・チェック (Flick, 1995) を実施した。

(2) 手続

ステップ1の分析の一部を法律家に報告し、コメントを求めた。メンバー・チェックは2回行われた。参加者は、1回目に弁護士4名・法学者2名、2回目に弁護士1名・法学者2名であった。

(3) メンバー・チェックで得られたコメント

メンバー・チェックでは、細かい法律用語の説明の他、次のような2つのコメントを得た。

1つ目のコメントは以下の通りである。「分析がある

TABLE 2 弁護士発言の概念化 (ステップ1) の手続例

面 接 デ ー タ	弁護士発言の「概念」
(弁護士が調停をすすめている文脈で) L 1: まあ当面は、あの調停なら調停っていう(はい)話し合いでね(うん)、まあある程度穏便な形をとって(うん)、そこで、まあ向こうにも十分にね(うん)、納得してもらいや、ような(うん)、あの一調停委員の方からも色々な、えー説得って言うかね、客観的な資料なん、なんかあの示したりしてね(ええ)、説得してくれるだろうと思いますんでね(ええ)、うん、やってみたらどうですかね。	解決法提案
C 1: そうですねー(うん)まあ調停…、＜中略＞調停ではどうかと(うん)思うんですけどね。	
L 2: あーそうですか(はい)。	相づち
調停は前にされたことあるんですか？	CがL判断に同意しない理由を尋ねる
C 2: いや、あの調停は、あの一話では聞いてるんですけど(うんうんうん)、あの一、ちょうどね、ま、これうちの件じゃないんですけど(ええ)、やられた方がいらっ(うん)しゃって(うん)、＜中略＞調停じゃあしょうがないというふうに聞いてるもんですから(うんうん)、こりゃもう本訴の方がいいよというふうに(うん)その人からは聞いてるんですけどね。	
L 3: あーそうですか(はい)。	相づち
まああの一相手のね(はい)、対応如何では確かにそういう場合もあるんですよ(ええ)。	Cの反応への応答
＜中略＞ただまああの、調停で、あの一一緒に顔合わせて、えー話をするっていうわけでも必ずしもないので(ええ)。	Cの反応への対処
順番にね(はい)、調停委員の前に行って(ええ)、自分の主張を(はい)、おー述べて(はい)、それで、あの調停委員が間に入って調整していただくみたいだね(ええ)、そういうのが原則的なあの進め方ですの(あーなるほど)。＜中略＞そこらへんはね、あの一ある程度考慮してるシステムなんです(あーそうですか)、うん(ふーん)。	司法手続に関する情報提供

特定の観点に立って行われていることを明示、自覚した方が良い。分析者は弁護士と相談者の間の情報交換に注目しているが、法律を1つの情報として扱っていないため、説得の過程が見えてこない。

法律相談は、単なる情報の交換にとどまらず説得の要素を含んでおり、その背後に「法律」があるという。弁護士は、相談者のおかれた状況と法律とを照らし合わせて説得を行っているが、法律の専門家でない分析者にはこの判断過程が十分汲み取れていなかったと考えられる。

続いて、2つ目のコメントは以下の通りである。「法律相談は（相談者の）ニーズ⁷に始まり、ニーズに終わる。ニーズとの格闘。それ以外の情報は必要な範囲で問題になる。三段論法では『大前提→小前提→結論』だが、相談者は最初から『結論』だけ持ってくる。『この結論は得られるのでしょうか？』と。そのときに、どういう『小前提』があるのか並べてもらって、僕ら（＝弁護士）のもっている法規という『大前提』に照らして、果たして結論に結びつくかどうかを判断する」。

法律相談において、相談者の解決目標が重要な意味をもつという。弁護士は、相談者のおかれている状況を具に尋ねるよりも、まず相談者の望む解決の方向性を探り、その解決を得るために必要となる具体的な状況を尋ねるという志向性をもっているようである。

(4) コメントを踏まえた分析視点の再考

メンバー・チェックで得られたコメントに見られるように、法律相談には「相談」としての意味づけと同時に「問題解決」としての意味づけが深く関わっているが、分析者はこの点を十分に考慮できていなかったと考えられる。

² 法律相談ではクライアントのことを「相談者」と呼ぶことが多いため、本論文ではこの呼称を用いる。以降、弁護士をL、相談者をCと略記する。また、関連研究として、法律相談の特徴的な場面を扱った原田（2003a）、弁護士と相談者の相互行為に内在する機能を扱った原田（2004b）がある。

³ 本研究では、データ収集と分析を循環的に繰り返す研究デザインを採用したが、論文中では便宜的に両者を分けて記述する。データ収集法は、予備的分析の段階で適切性を確認し、一貫して同じ方法を用いた。

⁴ 自由記述調査は、当事者の認識を分析に反映させる手がかりを得ることを目的として行った。

⁵ この作業は、ステップ3～5でも同様に行われた。

⁶ 「理解可能性」とは、その理論が現実を表しており、研究対象となった人々とその領域で活動している人々の両方に理解され、納得されることである（Strauss & Corbin, 1990）。

⁷ 「ニーズ」という表現は多義的であるため、分析者はこれを「解決目標」と言い換えた。

そこで分析者は、認知心理学の古典的な問題解決モデルを参照した。Newell & Simon（1963）は、問題状況を、「初期状態」から「目標状態」を含んだ「問題解決空間」と捉え、空間内で状態を移動する手続を「操作子」と呼んだ。

このアナロジーを用いると、法律相談の状況は、「相談者のおかれた状況」から「解決目標」を含んだ「法的问题解決空間」として捉えられる。分析者は、法律家の意見を参考にして、弁護士の働きかけの側面からみた法律相談の問題解決過程を、FIGURE 1のように捉えた。メンバー・チェックの成果であるこの仮説は、以降のステップにおける分析の参照枠として利用された。

4. カテゴリーへの統合（ステップ3）

ステップ3では、メンバー・チェックの成果を踏まえつつ「弁護士発言カテゴリー」を生成することを目標とした。

手続としては、ステップ1で導かれた弁護士発言の「概念」を、新たに3件のデータを加えた8件のデータとつぎ合わせ、共通要素のある「概念」をまとめて、より抽象度の高い「カテゴリー」を生成した。分析の過程では、日常相談における悩みのきき手の発言カテゴリー（原田, 2003a）や、ステップ2の考察を経て導かれた法的问题解決過程に関する仮説（FIGURE 1）が参照された。カテゴリーへの統合の例をTABLE 3に示す。TABLE 3に掲載された概念は実際のごく一部であるが、実際の分析においては、数多くの概念が各々のカテゴリーにまとめられた。8件のデータが十分説明されるまで、カテゴリーは繰り返し修正された。

結果として導かれたカテゴリーは、TABLE 3の右列の通り（15の弁護士発言カテゴリー）である。ここまでの分

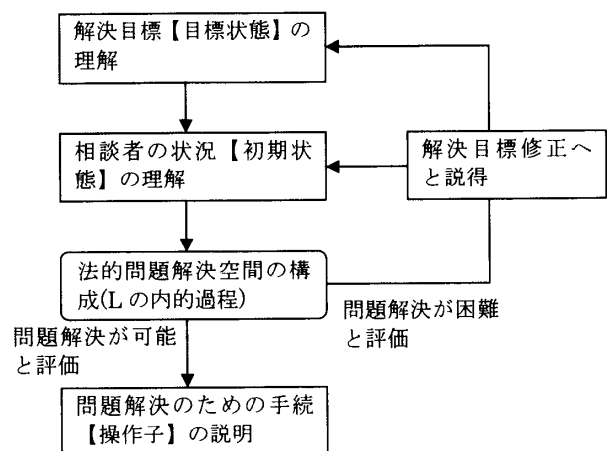


FIGURE 1 メンバー・チェック（ステップ2）を経て形成された分析者の仮説

TABLE 3 カテゴリーへの統合（ステップ3）の例

弁護士発言の「概念」の代表例	統合された「カテゴリー」
問題をひき出す／導入／質問／CがL判断に同意しない理由を尋ねる	①情報探索
反射／要約／相づち／Cの反応への応答	②肯定・受容
情報確認／言いかえ	③相談者の状況に関する確認・理解
解決方向についての質問／Cの主張の言いかえ	④解決目標の確認・理解
共感的応答／Cの立場への配慮／問題尊重／エンパワメント	⑤共感的語りかけ
ニーズ評価／情報不足による判断保留／Cが想定していない事情の可能性	⑥解決目標の評価
法的根拠／付加情報／証拠への言及	⑦判断根拠の説明
法的結論の提示	⑧法律家の立場からの状況理解
代替解決策の提示／解決法提案／新しい見方／解決行動の手ほどき	⑨解決方針の提案
費用説明／請求額予測／司法手続に関する情報提供	⑩手続に関する情報提供
Cの主張の問題点／Cの反応への対処／Cの主張確認／Lの立場の説明	⑪相談者の主張への対抗
質問をひき出す	⑫判断要求の探索
質問への回答	⑬相談者に求められた判断の伝達
肯定／否定／Cの知識の位置づけ	⑭相談者の理解への評価
終了提案／終了明示／終了暗示	⑮終了の提案

析によってリサーチ・クエスチョンにこたえる暫定的なカテゴリーが抽出されたため、以降のステップでは、これらのカテゴリーを新規なデータに当てはめ、カテゴリーの修正・検証を行うこととした。

5. カテゴリーの修正・検証（ステップ4）

ステップ4では、ステップ3までの分析で生成されたカテゴリーの新規事例への適用を検証し、カテゴリーに必要な修正を加えることを目標とした。

手続としては、ステップ3で導かれたカテゴリーを新規な2件のデータに当てはめ、カテゴリーがデータを十分に説明しているかどうか確かめた。

その結果、カテゴリーの明らかな修正は必要とされなかったが、15の弁護士発言カテゴリーはさらに上位のカテゴリーに統合できると判断された。そこで、これまで使用した全てのデータを再度検討し、15のカテゴリーを上位カテゴリーへと統合した。具体的な分析手続の例をTABLE 4に示す。TABLE 4以外の部分のデータに関しても、これと同様の手続がとられた。

統合の結果、15のカテゴリーは、TABLE 5の左列に示す6つの上位カテゴリーにまとめられた。

6. 確認的分析（ステップ5）

ステップ5では、ステップ4までの分析を経て導かれたカテゴリー（TABLE 5）を新規な2件のデータに当てはめ、カテゴリーがデータを十分に説明できるかどうか検討した。

その結果、新規事例の弁護士発言はTABLE 5のカテ

ゴリーに全て当てはまり、カテゴリー修正の必要性や矛盾点は見出されなかった。よって、本研究のデータ収集及び分析によって抽出できるカテゴリーは全て抽出されたと判断し、データの収集及び分析を打ち切った。最終的なカテゴリーとその内容は、TABLE 5の通りである。

考 察

以下では、カテゴリー生成を通じて新たに見出されたことをはじめに述べ、次いでその新奇性を先行研究との比較において示して本研究の意義を明確にし、最後に本研究の限界と今後の展望について述べる。

1. 本研究のカテゴリー生成を通じて新たに見出されたこと

本研究では、法律相談を題材とし、「専門的相談がどのように遂行されるのか」を実践現場からのデータに基づいて明らかにすることを目的として、相談中の弁護士のふるまいに注目したりサーチ・クエスチョンを立て、データ収集及び分析を行った。その結果、15の弁護士発言カテゴリーが得られ、それらは6つの上位カテゴリーにまとめられた（TABLE 5）。カテゴリー生成を通じて本研究で新たに見出されたことは以下の通りである。

専門的知識を用いて相談者の問題解決を促す法律相談は、問題をめぐる様々な情報を相談者との間で共有することと（【1問題共有】カテゴリー）、専門的立場から判

TABLE 4 上位カテゴリーへの統合（ステップ4）の手続例

面接データ	ステップ3の カテゴリー	新たな上位 カテゴリー
(法的争いを求める相談者、同意書への署名をめぐる) L1: えーと、ここの、所有者はあなた自身ですね？	③相談者の状況に 関する確認・理 解	I 問題共有
C1: そうです。		
L2: で、あの、所有者でないものが(はい)、押印したとしてもそれは意味を持たないんで すけども(はい)。	⑧法律家の立場か らの状況理解	III判断伝達
C2: だからそれを向こうは言ってるわけですね。＜中略＞		
L3: うーん、そすとまず(ですから)、その、境界同意書にね、「署名押印済みの通り」と(は い)、これあるわけですから(はいはい)、まずこの境界同意書の署名押印済みのやつを (はい)、原本はともかくとしてね(はい)、あのーコピーでも(ええ)、まず、どこにこ の(はい)原本があって(はい)、その原本の写しをまず手に入れられることが(ええ)、 まず、最初だと思うんですが(はい)。	⑨解決方針の提案	III判断伝達
つまりこれがね(はい)、この境界同意書でも署名押印で(はい)、えーここについて法 的な、疑義を挟む余地がもし、ないとすれば(はい)、えーこれはもう争いようが、な くなっちゃいますんで(はい)。あのー、法律上ですね(はい)。	⑥解決目標の評価	III判断伝達

TABLE 5 生成された弁護士発言カテゴリー一覧

上位カテゴリー	下位カテゴリー	カテゴリーの内容及び具体例
I 問題共有	①情報探索	質問などにより、相談者から新たな情報を引き出す発言。 例: 「まずあの、誰の土地と誰の土地の問題なのか。」
	②肯定・受容	相談者の発言をそのまま受けとめ伝え返す発言や相づち。 例: 「あ、そうなんですか。はい。」
	③相談者の状況 に関する確 認・理解	相談者のおかれた状況について確認したり、理解したことを伝え返したりする発言。判断の前提 となる事実確認が中心となる。 例: 「ここの、所有者はあなた自身ですね？」
	④解決目標の確 認・理解	相談者が抱いている解決目標について、確認したり理解したことを伝え返したりする発言。 例: 「最終的には辞めるということでも仕方がないと。」
II 共鳴	⑤共感的語りか け	相談者の心情を汲みとって伝える発言。 例: 「なかなか相手が大変ですね。」
III 判断伝達	⑥解決目標の評 価	相談者にとっての解決目標が実現可能か、実現不可能か、あるいは判断できないかという評価を 伝える発言。 例: 略 (TABLE 4 参照)
	⑦判断根拠の説 明	専門家として判断の根拠を説明する発言。 例: 「去年の1月からずっと働いてるといふ形になると、労働基準法で、そういう、解雇予 告をしなければいけないということになるので。」
	⑧法律家の立場 からの状況理 解	相談者のおかれた状況について、専門家の立場から言い換えたり、相談者からの状況説明を補っ たりする発言。 例: 略 (TABLE 4 参照)
	⑨解決方針の提 案	問題解決のために取り得る手段や方針を提案する発言。 例: 略 (TABLE 4 参照)
	⑩手続に関する 情報提供	問題解決のために必要な費用や手続について具体的に説明する発言。 例: 「方法としては、まず差し押さえるためには債務名義っていうものを作らなければなら ないんです。」
IV 説得・対抗	⑪相談者の主張 への対抗	相談者が誤解している事柄や相談者の主張の問題点を指摘し、専門家の立場から主張する発言。 例: 「ただまああの、調停で、あの一緒に顔合わせて、話をするっていうわけでも必ずしも ないので。」
V 理解促進	⑫判断要求の探 索	相談者の知りたいことを引き出す発言。 例: 「大体そんなイメージなんだけど、他になんかあるかな？聞いておきたいことがあります か？」
	⑬相談者に求め られた判断の 伝達	相談者からの質問に答える形で判断や手続に関する情報を伝える発言。 例: 略
	⑭相談者の理解 への評価	弁護士の話をきいて相談者が自分の理解を伝えてきた際、その正否を評価する発言。 例: 「そういうことですね。」
VI 終了	⑮終了の提案	相談の終了を提案したり、あるいはそれを暗示したりする発言。 例: 「それではよろしいですか？」

断を伝えること（【Ⅲ判断伝達】カテゴリー）を中心として遂行される。

問題を共有する際には、弁護士は自身の判断枠組みに沿って問題を理解しようとする（【③相談者の状況に関する確認・理解】カテゴリー）。しかしその一方、そもそも相談者がどんな解決を望むのかを理解することも重要な要素となっている（【④解決目標の確認・理解】カテゴリー）。判断材料を十分に収集しなければ明確な判断を伝えることは困難だが、相談者の解決目標に注意を払わなければ判断を一方的に押し付けるという対応になってしまう。そのため、両者のバランスが重要であると考えられる。

また、判断を伝える際にも、相談者の解決目標が実現可能かどうか（【⑥解決目標の評価】カテゴリー）、専門的立場から見てどんな解決策が有効か（【⑨解決方針の提案】カテゴリー）、その判断根拠は何か（【⑦判断根拠の説明】カテゴリー）など、複合的な説明がなされる。

上述の問題共有と判断伝達に加えて、専門的知識を効果的に用いるために、さらに幾つかの要素が相談の中に組み込まれている。相談の遂行にあたっては、一般的な援助と同様に、相談者との共鳴がかかわりの基本的態度としてある（【Ⅱ共鳴】カテゴリー）。ただし、共鳴と対照的な要素として、相談者が不適切な解決目標や思い込みを抱いている場合には、それに対抗する働きかけがなされる（【Ⅳ説得・対抗】カテゴリー）。過った思い込みによって相談者が問題解決の機会を失うのを防ぐことも、専門家の果たすべき責任であろう。さらには、相談者の知識状態に合わせて相談者の理解を促進することにより、相談の成果を高める工夫がなされる（【Ⅴ理解促進】カテゴリー）。最後に、時間的枠組みの中で問題解決の見通しがつくと、相談は終了へと導かれ

（【Ⅵ終了】カテゴリー）、一連の専門的相談は幕をおろすこととなる。

以上の事柄は、専門的相談の実践に関して本研究で新たに見出されたことである。このことは、以下に示す先行研究との比較によって明確化された。

2. 先行研究との比較にみる本研究の意義

(1) 相談・援助に関する先行研究との比較

生成されたカテゴリーの特徴を知るため、先行研究との対応関係をまとめたのがTABLE 6である。

まず、【Ⅳ説得・対抗】【Ⅴ理解促進】カテゴリーは、専門的知識に基づいて問題解決を援助する実践現場において重要な要素と考えられるが、援助モデルでは十分に理論化されていなかった。カウンセリングを基礎におく援助モデルでは、相談者の自己探索や自己理解が重視されるため、専門的知識と相談者の理解とのギャップを埋めることがそれほど問題とならなかった。一方、法律相談の実践は、相談者の自己理解の外側にある「法律」という知識を含むため、専門的知識と相談者の理解とのギャップがとりわけ見えやすく、既存のモデルとの間に差異が生じたと考えられる。しかし、例えばエイズカウンセリングのように、【Ⅳ説得・対抗】や【Ⅴ理解促進】といった要素が必要となる場面は数多くあるであろう。これを実践現場からのデータに基づいて見出した点は、援助モデルの拡大に繋がる本研究の成果である。

また、先行研究との相違点は、【Ⅲ判断伝達】カテゴリーにおいても指摘できる。援助モデルにおける手ほどき技法などは、問題解決のための具体的な行動計画であり、被援助者との協同作業を基本とする。一方、本研究で得られたカテゴリーは、専門的知識に基づいた判断を丁寧に伝えることを中心としており、一方的

TABLE 6 生成されたカテゴリーと先行研究との対応関係

本研究のカテゴリー	援助モデル	海外の法律相談モデル
Ⅰ 問題共有	「現在のシナリオ(ステージ1)」、「応答技法」	「情報収集過程」 「挨拶と相談者との出会い」 「相談者のストーリーをきく」
	「好ましいシナリオの開発(ステージ2)」、「意識化技法」	
Ⅱ 共鳴	「かかわり技法」 「敬意」「純粋さ」	
Ⅲ 判断伝達	「実行—新しいシナリオの履行(ステージ3)」、「手ほどき技法」	「判断形成過程」 「相談者のストーリーの決定的な要素に関する説明と明確化」 「次になすべきことを計画する」
Ⅳ 説得・対抗		
Ⅴ 理解促進		
Ⅵ 終了	(モデルには含まれず)	
		「面接の終わり」

注) 援助モデル：Egan(1986), Carkhuff(1987)

海外の法律相談モデル：Binder & Price(1977), Cochran, DiPippa, & Peters (1999)

な知識伝達となることもありうる。その是非を論じることが本研究の範疇を超えるが、援助モデルで理論化されていない専門的相談の一側面と捉えることができよう。

最後に、【I問題共有】カテゴリーと援助モデルの対比について論じたい。援助モデルでは、被援助者の話りに応答しつつ現在の状況を理解していく段階と、被援助者の経験や目標を意識化し新しいシナリオをつくっていく段階という2段階が考えられている(状況理解→目標の協同設定)。一方、本研究で扱った法律相談の実践は、FIGURE 1の仮説に表れているように、目標を定めてからそれに関係する事実を理解するという志向性をもっており、この点は従来のモデルと決定的に異なっている(目標理解→状況理解)。専門的相談の実践においては、時間的制約の中で専門的知識を最大限効果的に活用することが求められるため、相談の前提となる解決目標を相談者から引き出すことが重要な要素となると考えられる。こうした状況は法律相談のみに当てはまる事情ではなく、例えば、限られた時間内で大学院生の研究指導を行う場面などにも同様のことが予想できる。問題状況を理解する段階についても、専門的相談の実践と援助モデルの間に差異を見出したことは、本研究の成果であるといえよう。

(2) 法律相談に関する先行研究との比較

なお、TABLE 6では、海外の法律相談モデルと日本の実践現場との対応関係も整理されている。それによれば、本研究で得られたカテゴリーは先行研究とほぼ対応し、より詳細なものとなっている。このことは、実践現場から帰納的にカテゴリーを生成した本研究の成果といえよう。

また、本研究では、実践現場からのコメントを踏まえてFIGURE 1のような仮説を採用し、認知心理学の問題解決過程の視点を入れた。これは、海外のモデルにはない本研究独自の視点であり、弁護士の内的処理過程に照らして弁護士の発言をカテゴリー化した点で意義がある。

ただし、日本の法律相談で特に問題解決過程が重要となる理由の1つに、相談システムの問題があると考えられる。日本で近年整備されている公的な法律相談のシステムは、有料・無料を問わず30分から1時間という限られた時間で行われ、その後も弁護士と相談者の関係が継続することは必ずしも前提とされない⁸。短時間で一定の質のサービスを提供する必要性から、問題解決の色彩がより濃くなっていると考えられる。

心理学的な観点からみると、法律相談における弁護

士のふるまいは、問題解決と相談行為を同時並行で遂行するものとして捉えられる。実践現場では、時間的制約、相談者の要求、法的問題の特質などに応じて、両者がバランスよくコーディネートされていると考えられる。

(3) 本研究の意義

「専門的相談はどのように遂行されるか」という主題から導かれた本研究のカテゴリーは、法律相談を題材とした暫定的なものではあるが、(1)で述べた通り、既存の援助モデルで十分扱われていない専門的相談の特徴を実践現場からのデータに基づいて明らかにした。また、(2)で述べた通り、日本の法律相談の実践現場について検討したという点で、本研究は、法律相談の領域にも一定の貢献を果たしたといえる。

さらに、本研究は、法学と心理学(特にカウンセリング)との新たな接点として位置付けられる。本研究は、法律相談を「専門的相談」の1つとして捉えることにより、カウンセリングと法律相談の関連性と相違性を包含する観点を提示した。加えて、実践現場からのデータに基づき、実践家との共同作業を通じて知見を見出そうとする本研究の方法論は、新たな研究領域を発展させる可能性をも示しているといえよう。

3. 本研究の限界と今後の展望

(1) 法律相談のデータとしての偏り

本研究では、専門的相談の題材として、法律相談に関する実践現場からのデータを収集したが、実際のデータは実践の一部を切り取ったものであり、様々な偏りを含んでいる。調査協力を得た弁護士は面接技術に関心をもっている中堅層であり、一方の相談者も、撮影に同意したという点で偏りがあると考えられる。加えて、研究のためにデータ収集を行うこと自体が、得られたデータの性質に影響を与えている可能性もある。また、相談内容についても、民事事件を中心としている点で偏りがある。このように、本研究で得られたカテゴリーは限られた実践現場からの知見となっている。

(2) 法律相談から専門的相談のモデル化へ

また、本研究は専門的相談という観点から行われており、ここで得られた知見は法律相談以外の領域にもある程度当てはまると予想できるが、この点は本研究において未検討のまま残されている。専門的相談という観点をより鮮明にしてモデルを発展させるためには、

⁸ 既に弁護士と知り合いの人が法律事務所を訪れて行われる相談はこの限りではないが、ここでは公的なシステムに限定して論じる。

医療など他の専門領域との比較を通じて知見の一般化可能性を探っていくことが望まれる。

(3) 相談全体のモデル化から個別事例の検討へ

なお、本研究は実践現場からのデータに基づいて法律相談の全体像をモデル化したものであり、事例の個別性を最大公約数的に組み込んでいる。しかし、実践現場の個別事例を考えた場合、本研究で得られたカテゴリーは必ずしも全ての事例に現れるものではない。事例の難しさや実践家の質を左右するのは、そうした個別性の側面であろう。

従って、冒頭で述べたような社会的実践的要請にこたえるためには、本研究で得られた知見を基本枠組みとしながら個別具体的な事例について検討し、実践の質を向上するための観点を抽出することが望まれる。具体的には、相談者のふるまいや弁護士と相談者の相互行為を含めた相談のありようを探る事例研究や、実践家と協同して事例を検討する手法などが考えられる。こうした研究により、実践現場との相互作用を通じた新たな発見や、実践家にとって役立つ知見がもたらされ、ひいては、領域一般的な既存の援助モデルにも新たな発展可能性をもたらすであろう。本研究で行われた実践の記述から、評価や改善に向けた議論につなげていくことが、今後の課題として残されている。

引用文献

- Binder, D. A., & Price, S. C. 1977 *Legal interviewing and counseling : A client-centered approach*. St. Paul, MN : West Publishing Co.
- Carkhuff, R. R. 1987 *The art of helping VI*. Amherst, MA : Human Resource Development Press. (國分康孝(監修) 1992 ヘルピングの心理学 講談社)
- Cochran, R. F., Jr., DiPippa, J. M. A., & Peters, M. M. 1999 *The counselor-at-law : A collaborative approach to client interviewing and counseling*. New York, NY : Lexis Publishing.
- Cole, S. A., & Bird, J. 2000 *The medical interview : The three-function approach (2nded.)*. St. Louis, MO : Mosby. (飯島克巳・佐々木将人(訳) 2003 メディカルインタビュー メディカル・サイエンス・インターナショナル)
- Creswell, J. W. 1998 *Qualitative inquiry and research design : Choosing among five traditions*. Thousand Oaks, CA : Sage.
- Egan, G. 1986 *The skilled helper : A systematic approach to effective helping (3rded.)*. Monterey, CA : Brooks/Cole. (鳴澤 實・飯田 栄(訳) 1998 熟練カウンセラーを目指すカウンセリング・テキスト 創元社)
- Flick, U. 1995 *Qualitative Forschung : Theorie, Methoden, Anwendung in Psychologie und Sozialwissenschaften*. Reinbek bei Hamburg : Rowohlt. (小田博志・山本則子・春日 常・宮地尚子(訳) 2002 質的研究入門—人間の科学>のための方法論 春秋社)
- Glaser, B., & Strauss, A. 1967 *The discovery of grounded theory*. Chicago, IL : Aldine. (後藤隆・大出春江・水野節夫(訳) 1996 データ対話型理論の発見—調査からいかに理論をうみだすか 新曜社)
- 原田杏子 2003a 人はどのように他者の悩みをきくのか—グラウンデッド・セオリー・アプローチによる発言カテゴリーの生成— 教育心理学研究, **51**, 54-64. (Harada, K. 2003a How do people counsel others in everyday life? Verbal categories developed with a grounded theory approach. *Japanese Journal of Educational Psychology*, **51**, 54-64.)
- 原田杏子 2003b 法律相談の相互作用プロセスに関する質的研究—弁護士が用いる面接技術の特徴— 日本教育心理学会第45回総会発表論文集, 273.
- 原田杏子 2004a 援助(Helping)のための面接技術—幅広い相談領域に応用できる技術とは— 東京大学教育学研究科紀要, **43**, 175-183. (Harada, K. 2004a Interview skills as helping method: For various type of counseling and consultation. *Bulletin of the Graduate School of Education, the University of Tokyo*, **43**, 175-183.)
- 原田杏子 2004b 法律相談における弁護士と相談者の相互行為の機能—臨床心理学の観点を取り入れた相談の質的分析— 法社会学, **61** (印刷中). (Harada, K. 2004b A qualitative study of legal interview and counseling considering the functions of the interactions of lawyers and clients : Taking the point of view from clinical psychology. *Sociology of Law*, **61**)
- 波多野二三彦 2002 弁護士面接相談の改革—リーガルカウンセリングのすすめ 判例タイムズ, 1102, 25-34.
- 市川清文 2002 面接技術訓練の試み—ビデオ教材・

- 事例研究の導入 現代のエスプリ, **415**, 129-137.
- 市川伸一(編著) 1993 学習を支える認知カウンセリングー心理学と教育の新たな接点 プレーン出版
- 市川伸一(編著) 1998 認知カウンセリングから見た学習方法の相談と指導 プレーン出版
- 飯島克己 2001 医療面接技法 Medical Interviewー診療の全経過に織り込まれた医療の基本技術 精神科臨床サービス, **1**, 6-16.
- 伊東 博 1957 相談面接の過程, 相談面接の技術 沢田慶輔(編) 相談心理学 朝倉書房 Pp. 178-236.
- 伊藤 博 1997 リーガル・カウンセリングの基礎技術 判例時報, **1596**, 3-37.
- 伊藤 博 1998 法務サービスにおける相談面接の基礎技術 判例時報, **1605**, 31-37.
- 伊藤直文 2002 「相談意図」とその「見立て」についてー法律隣接領域の相談から見た法律問題 現代のエスプリ, **415**, 138-147.
- 樫村志郎 1994 法律相談制度の可能性 自由と正義, **45**(2), 5-11.
- 樫村志郎 2002 法律相談の会話分析ー制度的アイデンティティの呈示とトピック生成 現代のエスプリ, **415**, 92-101.
- 木下康仁 1999 グラウンデッド・セオリー・アプローチー質的実証研究の再生 弘文堂
- 小島通代・吉本武史 1999 ナースだからできる5分間カウンセリングー看護現場で役立つ心理的ケアの理論と実際 医学書院
- 長岡壽一 2002 法律相談の現状と課題 現代のエスプリ, **415**, 41-49.
- 中山洋子 2001 看護活動としての面接 精神科臨床サービス, **1**, 128-132.
- Newell, A., & Simon, H. A. 1963 GPS : A program that simulates human thought. In E. A. Feigenbaum & J. Feldman (Eds.), *Computers and thought*. NY : McGraw-Hill. Pp.279-293.
- 岡田悦典 2002 アメリカにおけるリーガルカウンセリングの理論ー依頼者中心モデルを参考として現代のエスプリ, **415**, 81-91.
- 下山晴彦 2002 カウンセリング的法律相談の可能性 現代のエスプリ, **415**, 50-60.
- 菅原郁夫 2002 法律相談における面接技術研究の試みとその意義 現代のエスプリ, **415**, 32-40.
- 菅原郁夫・岡田悦典(編著) 2004 法律相談のための面接技法ー相談者とのよりよいコミュニケーションのためにー 商事法務
- Strauss, A., & Corbin, J. 1990 *Basics of qualitative research : Grounded theory procedures and techniques*. Newbury Park, CA : Sage. (南裕子(監訳) 1999 質的研究の基礎ーグラウンデッド・セオリーの技法と手順 金剛出版)
- 高橋幸三郎 1997 在宅要介護高齢者と家族に対するソーシャルワーク相談場面の会話分析ー質的データ分析の試み 安田生命社会事業団研究助成論文集, **33**, 181-190.

謝 辞

本論文は、東京大学教育学研究科に2002年度に提出した修士論文の一部を加筆・修正したものです。論文執筆にあたりご指導いただきました下山晴彦先生に厚く御礼申し上げます。また、本研究は、著者が日本弁護士連合法律相談センター面接技術研究会の研究者として、実践現場との協力のうえに行ったものです。調査に協力して下さった方々、そして著者と実践現場の間に立ってお力を貸して下さった名古屋大学の菅原郁夫先生と南山大学の岡田悦典先生に、心より感謝申し上げます。

(2003.11.7 受稿, '04.5.15 受理)

How Do Non-Education Professionals Counsel Clients ? Qualitative Research on Legal Counseling

KYOKO HARADA (GRADUATE SCHOOL OF EDUCATION, UNIVERSITY OF TOKYO)

JAPANESE JOURNAL OF EDUCATIONAL PSYCHOLOGY, 2004, 52, 344 - 355

The purpose of the present study was to investigate how professionals who are not associated with the fields of psychology or education counsel their clients. The specific example in the present study was legal counseling. Conversations between lawyers and their clients in 12 actual cases of practical legal counseling were recorded. Member check procedure was carried out in discussion with legal professionals. Results from an analysis of the lawyers' verbal behavior, using a grounded theory approach, revealed 15 categories, which were merged into 6 higher-order categories : (1) sharing problems, (2) sympathy, (3) transmitting judgments, (4) persuasion/counteraction, (5) promoting clients' understanding, and (6) concluding the interview. The counseling focused on sharing information about the clients' problems and transmitting the professionals' judgment. In addition, the data revealed sympathy as the basic attitude of the relationship, and also counteraction against clients' inappropriate goal setting and speculation, and approaches that promoted the clients' understanding. The categories in the present study, derived from the practical field of legal counseling, demonstrate characteristics of professional counseling that have not been dealt with adequately in the "helping" model.

Key Words : non-education professionals, data from a practical field, verbal categories, grounded theory approach, legal counseling